小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第４８５号
東京都八王子市大船町409－３
再生債務者　水津　　潔
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成23年10月５日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第４７３号
大阪市中央区玉造１丁目６番22―201号ジュネス玉造
再生債務者　宮内　一郎
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成23年10月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再イ）第１１４号
滋賀県草津市野路１丁目１番６―201号
再生債務者　松野　晃子
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成23年10月６日
大津地方裁判所民事部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第１６号
さいたま市南区文蔵３丁目31番１―403号
再生債務者　清水耕太郎
１　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年10月27日まで
４　一般異議申述期間　平成23年11月10日から平成23年11月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再ロ）第２号
山形県鶴岡市田代字森下81番地
再生債務者　渡部　二郎
１　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年11月４日まで
４　一般異議申述期間　平成23年11月18日から平成23年12月９日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（再ロ）第５号
和歌山市古屋251番地の２
再生債務者　竹田　　平
１　決定年月日時　平成23年10月７日午前11時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年11月４日まで
４　一般異議申述期間　平成23年11月11日から平成23年11月25日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（再ロ）第１号
熊本県人吉市大畑町3999番地
再生債務者　東　　典美
１　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年11月４日まで
４　一般異議申述期間　平成23年11月17日から平成23年11月24日まで
熊本地方裁判所人吉支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第１００５２号
東京都北区滝野川１―81―８―104
再生債務者　平山　哲也
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年９月27日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年10月20日まで
平成23年10月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第６号
佐賀県多久市北多久町メイプルタウン12番14号
再生債務者　田久保美千子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年９月16日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年10月26日まで
平成23年10月５日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（再ロ）第１号
新潟県加茂市都ケ丘７番３号
再生債務者　笹川　展隆
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年10月３日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年11月４日まで
平成23年10月７日　新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（再ロ）第１４号
京都府綴喜郡宇治田原町大字荒木小字天皇６番地
再生債務者　竹中　千賀
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年10月６日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年11月７日まで
平成23年10月７日
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第１０００７号
長崎県長崎市十人町２番21号　コーポアンジェラス１番館203
再生債務者　松崎　　隆
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年９月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年10月６日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２２年（再ロ）第１１号
広島県東広島市安芸津町木谷387番地52
再生債務者　竹前　浩道
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年10月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年10月６日
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（再ロ）第２号
青森県つがる市稲垣町福富町崎３番地３
再生債務者　長内　勝彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年10月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年10月７日
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２３年（再ロ）第３号
青森県五所川原市大字唐笠柳字皆瀬17番地５
再生債務者　松嶋　　諭
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年10月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年10月７日
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２３年（再ロ）第８号
高知市石立町31番地
再生債務者　佐藤　教夫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年10月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年10月７日
高知地方裁判所民事部個人再生係

衆議院共済組合定款の一部変更について

衆議院共済組合定款（平成13年３月21日制定）の一部を次のように変更する。
平成 23 年９月 30 日
衆議院共済組合代表者
衆議院議長　横路　孝弘

第31条中第３項を第４項とし、第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。
２　法第２条第１項第２号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員について、前項の規定を適用する場合においては、同項の表中「$\frac{29.00}{1000}$」とあるのは、「$\frac{1.34}{1000}$」とする。

附　則
この変更は、平成23年10月１日から施行する。